

ストップコロナ!
対策認定店

STOP COVID19! Safe Business Certificate

飲食店向け
感染症対策強化

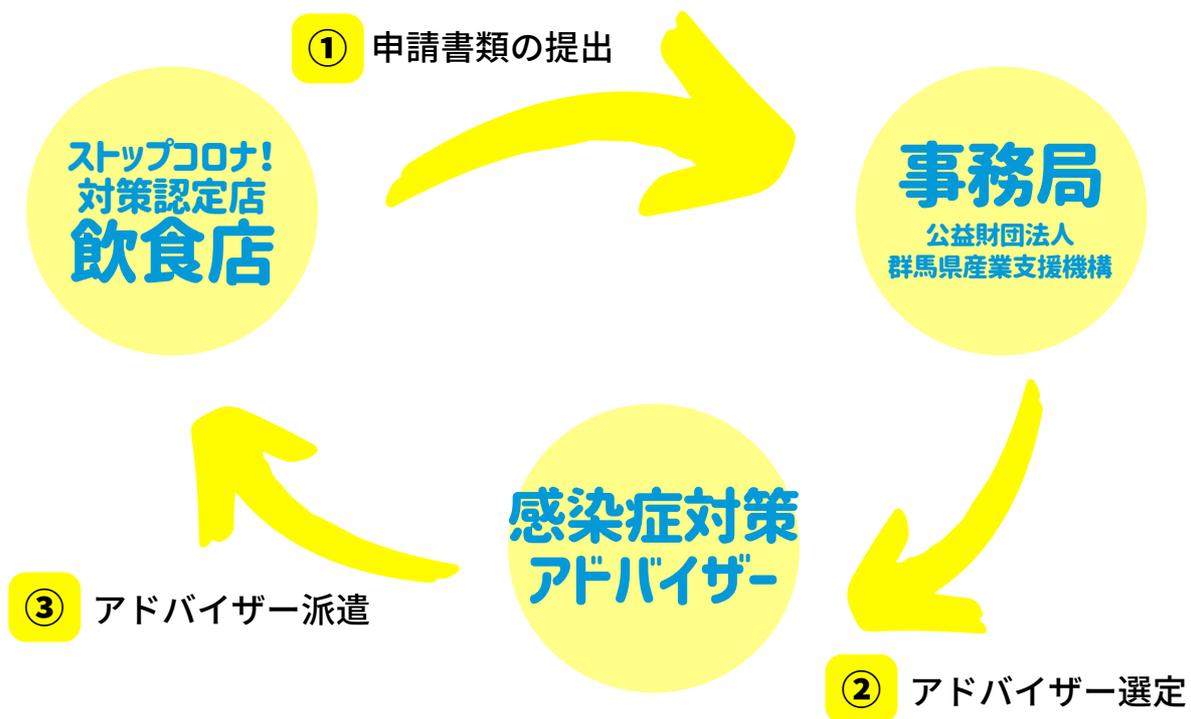
アドバイザー派遣事業

アドバイザーが
店舗内の更なる感染リスク低減に向け
換気対策を中心にアドバイスを行います!

20店舗
限定

ストップコロナ!対策認定店の飲食店を対象として、店舗内の感染リスクの更なる低減に向けて、感染症対策強化アドバイザーを派遣します。

事業イメージ



事業内容

①実施期間：令和4年7月25日（月）から令和5年1月31日（火）

②アドバイザー派遣回数：原則2回。

③事業者負担：無料

※ただし、アドバイスに基づく感染症対策強化に係る設備費用等は事業者負担となります。

対象店舗、支援の流れ等詳細は裏面をご覧ください!

ストップコロナ！対策認定店を取得している中小企業者のうち以下のいずれにも該当する店舗

- ①食品衛生法第55条第1項の規定による許可を受けている店舗
- ②飲食することを主たる目的とした設備を有する店舗
- ③店舗代表者及び従業員が暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのもの と関係を有していない店舗
- ④風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない店舗

※テイクアウト型店舗、デリバリー型店舗、キッチンカー、遊戯施設（カラオケ店）は対象となりません。

※商業ビル内のフードコートなど、他店舗と壁で仕切られていない店舗は対象となりません。

※中小・小規模事業者の範囲に該当する事業者でも、大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社（いわゆる「みなし大企業」）は、中小・小規模事業者に該当しませんのでご注意ください。

1回目

店舗の現地確認（おおむね2時間程度）

店舗の形状、気流、換気状況（空調設備、窓の配置、風量測定）、人の配置、現状の対策等を確認します。

2回目

現地でのアドバイス（おおむね1時間程度）

現状の感染対策等をふまえ、感染リスクを低減するため換気対策を中心にをアドバイスします。

2回目終了後、店舗事業者によるアドバイスを踏まえた感染症対策強化を実施。

フォローアップ支援（希望店舗のみ）

現地でのアドバイス（おおむね1時間程度）

感染症対策強化後の店舗状況（換気状況等）の確認を行います。

留意事項

感染症対策強化アドバイザーによるアドバイスは店舗内の感染リスクを少しでも下げるために行いますので、感染リスクが無くなるわけではありません。

アドバイザー派遣希望店舗は、以下書類①・②を

下記の申請先あてに、メールまたは郵送にて申込みください。

<申込書類>

- ①〔様式第4〕感染症対策強化アドバイザー派遣事業利用申請書
- ②店舗平面図（客席の配置、換気扇の位置を記入ください）

公益財団法人群馬県産業支援機構 総合相談課

〒379-2147

群馬県前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内

TEL：027-265-5013

E-mail：senmonka@g-inf.or.jp